

受益と負担の適正化について

1 使用料の考え方

(1) 費用負担の考え方

公共施設は、道路・公園・福祉施設などのように、市場原理により民間からのサービスが提供されにくい施設から、スポーツ施設や駐車場運営等、民間においても同様のサービスが提供可能な施設まで幅広くある。

そのため施設使用料は、一律に受益者負担を求めるのではなく、設置目的やサービスの内容等から「公共関与の必要性の程度」や「収益性の程度」など性質別に分類し、施設・サービスの利用者が負担する「受益者負担」と、利用しない市民も税金という形で負担することになる「公費負担」の割合について、「負担割合の標準的な基準（めやす）」を策定する。

下表のとおり、施設の特性別に区分1～区分5と設定し、区分に応じ受益者の負担する費用を分ける。

表1 公共施設の区分の例

区分	施設の特性	代表的な施設
区分1	収益性が高く、 公共関与の必要性が小さい	駐車場、駐輪場、霊園など
区分2	収益性が高いか、 公共関与の必要性が小さい	スポーツ施設、文化振興施設、観光施設など
区分3	収益性がやや高いか、 公共関与の必要性がやや小さい	学校体育施設開放による学校施設など
区分4	収益性が低いか、 公共関与の必要性がやや大きい	公民館、保健福祉施設、生涯学習施設など
区分5	収益性が低く、 公共関与の必要性が大きい	道路、公園など

表2 収益性、公共関与と公共施設の区分の例

【収益性の程度】	高	区分2	区分1		
	やや高	区分3	区分2		
	やや低	区分4		区分3	
	低	区分5	区分3	区分2	
		大	やや大	やや小	小
		【公共関与の必要性】			

表3 施設区分毎の利用者負担となる費用の例

施設区分 分類	区分1			
	区分2			
	区分3			
	区分4			
大分類	利用により変動する費用		固定的な費用	
中分類	利用による費用	維持保全経費	施設関連経費	土地関連経費
小分類	人件費 (運営分)	人件費 (維持管理分)	賃借料	借地料
	委託料 (運営分)	委託料 (維持管理分)	減価償却費	
	維持修繕料	大規模改修費		
	保険料			
	光熱水費			

施設区分毎の利用者負担となる費用の例示。

費用の詳細については以下のとおり

- ①人件費 …施設を運営及び維持管理に要する人件費。
- ②委託料 …施設の管理運営委託に要する費用。運営分と維持管理分。
運営分には受付業務委託や開場・料金徴収業務委託など
維持管理分には警備、清掃、電気設備保安・消防設備保守など。
- ③維持修繕料 …修理や補修のうち、小規模で本体の維持管理、現状復旧を目的とする費用。
- ④保険料 …建物や構築物に対する火災保険や損害保険の保険料
- ⑤光熱水費 …電気、水道、ガス使用料
- ⑥大規模改修費…老朽化等に伴い、施設の形状ないし構造そのものを改良する全面的な改修費用。
- ⑦賃借料 …施設の利用、維持管理に必要な物品等のレンタル料、リース料。
- ⑧減価償却費 …建物等の取得に要した金額をその資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費とするため、一定の方法によって各年分に配分した経費。

(2) 原価計算に馴染まない使用料、例外的に扱う使用料

- ①法令などで基準額の定めがあるもの、企業会計の料金、財産価値により設定しているものについては、基準の対象外とする。
- ②使用料のうち、その収入をもって他の施策の財源とするものや、料金の設定の際に市の重点施策である等、政策的な判断が必要とされるものは、原価計算による料金設定には馴染まないものとする。
- ③観光施設のうち、文化財的な意味合いの強い施設や郷土の伝統を紹介する施設については、一定の配慮が必要である。
- ④駐車場、駐輪場については、近隣民間施設と同水準に設定する必要がある。

2 算出根拠の明確化

使用料の算出にあたっては、公平な負担となるように、基本的な考え方に基づき同種同等の施設については原則的に使用面積あたりの料金は同一とし、設備に大きな差があるときは料金に差を設けるべきである。

3 使用料、手数料の改定の留意点

(1) 定期的な見直し

一般企業は市場原理が働くので価格変動が当たり前であり、競争相手がいるため随時改定が必要である。しかし、地方公共団体の使用料及び手数料については、社会性や市民への影響を考えると、見直しの周期が短ければ利用する市民などに混乱を招く恐れがあり、長ければ算出根拠の信頼性が低くなるため、社会情勢や経済情勢の著しい変化など特別な事情がある場合を除き、おおむね3年周期で見直すべきである。

(2) 激変緩和措置

算出方法を明確化したことにより、新しく算出した使用料が従来の使用料と比べ大幅に上昇した場合、市民生活への影響や施設利用者の減少を招く恐れもあるため、激変緩和措置として、上限を定め、一定の幅の値上げに収めるように料金等を設定すべきである。

なお、次回以降の見直しの際も同様の考え方により急激な変化を避けることとし、最終的には適正な水準とすることとする。

4 無料施設のあり方

本市においては、条例に使用料の規定のない施設については、無料としている。これらの施設は、市が特定の目的で設置し、その目的の公益性と利用を促進する立場から無料となっている。

しかし、本市の財政事情、施設利用率の問題、耐震の問題、他の有料施設と類似した活用が見られることなどから総合的に検討することが求められる。

施設を活用して行われる取組による利益が第三者に及ぶ公益性が認められるか、活動の成果が個人や団体等の内部に留まるものかという視点等の検討も必要であるとする。